

## 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 国土調査促進特別措置法の一部改正

一 国土調査事業として国の機関又は都道府県が行う基本調査を、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに土地分類調査の基準の設定のための調査に係るものとする事。

（第二条関係）

二 国土交通大臣は、平成二十二年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする事。

（第三条関係）

三 その他所要の改正を行うものとする事。

### 第二 国土調査法の一部改正

一 国土調査を行う者は、当該国土調査の開始前に、公示をしなければならないものとする事。

（第七条関係）

二 都道府県又は市町村は、国土調査を適正かつ確実に実施することができると認められる者として一定の要件に該当する法人に、国土調査に係る調査、測量等を委託することができるものとする事。

(第十条関係)

三 国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあつては、その実施を委託した都道府県又は市町村が、国土調査と関係がある測量又は調査を行う人又は法人に対して報告及び資料の提出を求めることが出来るものとする事。

(第二十三条関係)

四 植物等を伐除させ、又は土地の使用を一時制限し、若しくは土地等を一時使用したために損失を生じた場合においては、伐除させ、又は一時制限し、若しくは一時使用した者等は、その損失を受けた者に対して、相当の価額により、その損失を補償しなければならないものとする事。

(第二十九条関係)

五 地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人は、土地の所有者がこれに同意するときは、当該土地の分割又は合併があつたものとして調査を行うことができるものとする事。

(第三十二条関係)

六 罰則に関し、所要の改正を行うものとする事。(第三十五条、第三十六条及び第三十七条関係)

七 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。ただし、罰則の改正については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

(附則関係)